

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 7 月24日
【会社名】	天馬株式会社
【英訳名】	TENMA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 廣 野 裕 彦
【本店の所在の場所】	東京都北区赤羽一丁目63番 6 号
【電話番号】	03(3598)5511(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 則 武 勝
【最寄りの連絡場所】	東京都北区赤羽一丁目63番 6 号
【電話番号】	03(3598)5511(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 則 武 勝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2025年7月23日開催の当社臨時株主総会において（以下「本臨時株主総会」といいます。）、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本臨時株主総会が開催された年月日

2025年7月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）について、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施するものであります。

併合の割合

当社株式について、3,904,307株を1株に併合いたします。

本株式併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

2025年8月20日

効力発生日における発行可能株式総数

20株

第2号議案 定款一部変更の件

第1号議案が原案どおり承認可決されましたので、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めにしたがって、当社株式の発行可能株式総数は20株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、当社定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

第1号議案が原案どおり承認可決されましたので、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、当社定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式の買増請求）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。

第1号議案が原案どおり承認可決されましたので、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株式は上場廃止となるとともに、本臨時株主総会に係る招集通知に記載のとおり、本貸株取引も踏まえ、当社の株主は公開買付者らのみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、当社定款第12条（定時株主総会の基準日）及び第15条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。

第1号議案が原案どおり承認可決されましたので、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となる見込みであり、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできなくなるため、定款第33条（自己株式の取得）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されましたので、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年8月20日に効力が発生するものとします。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	177,531	3,984	-	（注）	可決 97.805
第2号議案	177,538	3,980	-	（注）	可決 97.807

（注）議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

以上